救急医療機関情報共有ツール導入検討に係る情報提供依頼(RFI)

令和８(2026)年 11 月４日

栃木県保健福祉部医療政策課

１　背景

- 高齢化の進行等に伴い、救急搬送人員及び救急搬送時間は増加傾向にあり、本県の救急医療を取り巻く環境は厳しさを増している。
- このような状況を踏まえ、本県の救急医療提供体制の方向性や必要な対策等を検討するため、「救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会」が設置され、令和７年 8 月に提言書が県へ提出された。

 【参考】栃木県 HP（栃木県救急医療提供体制のあり方検討委員会について）

 : https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/kyuukyuukentou.html
- 提言書においては、限られた医療資源を有効に活用するため、救急患者の受入調整を行うコーディネーターの配置と、医療機関間及び医療機関内における情報共有を円滑に行うための情報共有ツールの整備の必要性が示された。

２　RFI の目的

- 県では、提言を踏まえ、コーディネーターの配置及び情報共有ツールの導入に向けた検討を進めており、県内医療機関とともに情報共有ツールの在り方について協議を行っている。なお、体制構築は令和８年度から令和 10 年度までの３年間を想定している。
- その検討に当たっては、特定の製品やサービスを前提とすることなく、導入候補となり得る製品・サービスの機能、費用、運用方法、導入実績等を幅広く把握する必要がある。
- このため、医療機関間の情報共有及びコミュニケーションを円滑に行うためのツールに係る知見、技術、サービス等に関する情報提供依頼（RFI）を実施する。

３　県が目指す姿の概要（※）

【目的】

① 栃木県内の病院群輪番制病院（28 病院）のネットワーク化及び別途調整しているコーディネーターとの連動による、重症患者受入体制の強化

② 医療機関における部署間の連携強化を通じた、救急医療における対応力強化

③ 情報共有の円滑化による医師等の業務負担軽減及び働き方改革の推進

【本県がツールに必要と考える機能】

① 診療情報の共有⇒症状・所見等を画像と一体的に共有可能

② 医療画像の迅速な共有⇒CT 等の画像を他医療機関へ即時送信・閲覧可能

③ 医療機関間の円滑な連携確保⇒異なるシステム環境間でも接続可能

⇒複数医療機関間で継続的な情報共有が可能

④　拡張性⇒将来的な利用医療機関の拡大に対応可能

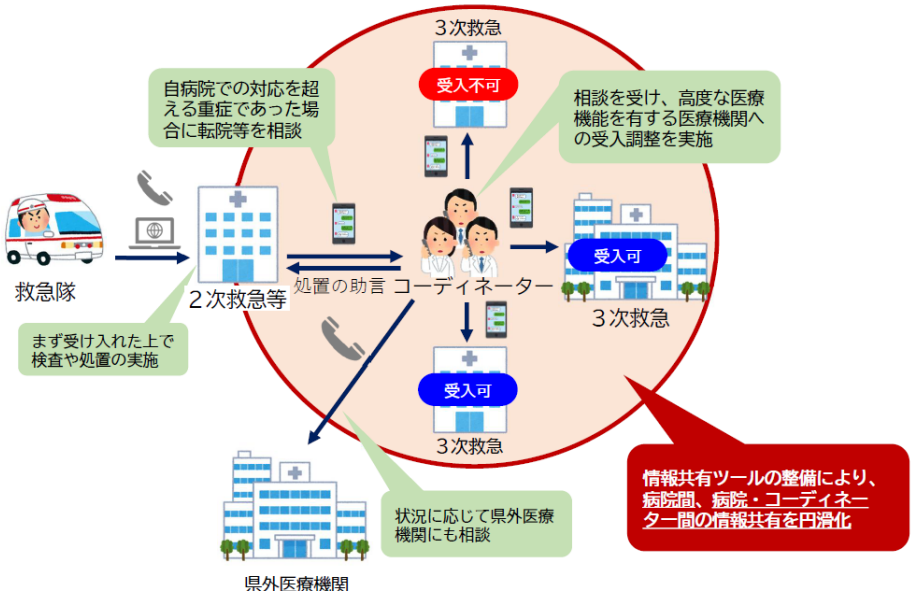
⑤　モバイル対応⇒スマートフォン・タブレットから院外でも利用可能

⑥　セキュリティ確保⇒安全な通信及び端末への医療画像等の非保存又は保存制御機能を有すること

⑦　医療用途への適合⇒医療情報ガイドライン等で定める基準及び医療機器要件に適合

（※）現時点で案としてのもの。確定したものではなく、各機関と意見交換等を実施し、ブラッシュアップ予定

＜コーディネーター及び情報共有ツールの活用イメージ＞



４　募集情報について

医療機関間の情報共有及びコミュニケーションを円滑に行うためのツールについて

【情報提供いただきたい内容】

項目名	備考
企業・ツール（ソリューション）の概要	ー
情報共有・診療支援機能	医療画像共有やチャット、動画共有　医療機器との連携　等
操作性・汎用性	スマートフォン、タブレット対応、操作画面の操作性、利用可能 OS・端末など
ファイル共有機能	Word・Excel・PDF 等の共有、共同編集の可否、ファイル管理機能の有無など
運用コスト（初期・維持）	概算での初期費用及び維持費用 （機器更新費用がある場合は含めること） 病院内ネットワーク整備、電子カルテ連携、PACS 連携等に必要な費用
セキュリティ	医療情報を扱うための機能・仕様・ガイドラインへの適合状況　など
導入実績	本県内及び県外医療機関における導入実績 都道府県を跨ぐ医療連携における活用実績 災害時における活用実績
厚生労働省が進めている救急医療情報連携プラットフォームとの連携	API 連携の可否など

【その他有用と考えられる情報】

救急医療機関間の連携強化や医療機関の負担軽減に資する機能、活用方法等がある場合は、自由に提案してください。

【例】（以下に限らない）
- 空床情報や患者受入可能状況等の共有機能
- 転院調整を支援する機能（転院打診、受入可否回答、調整状況の共有等）
- 医療従事者の負担軽減や働き方改革に資する機能又は活用方法
- 日常的な利用に資する機能又は活用方法
- 救急医療コーディネーターとの連携を想定した活用方法

５　応募者の要件

医療機関に対し、情報共有又はコミュニケーションを円滑に行うためのツール又はサービスを提供している事業者

６　募集期間

令和８(2026)年 11 月４日～令和８(2026)年 12 月４日

７　情報提供の方法について

①情報提供の形式等

４「募集情報について」に記載の内容について、記入してください。

資料様式は任意とします。

参考となる資料があれば合わせて提出をお願いします。

②　提供の方法

・提出先：栃木県保健福祉部医療政策課　担当　篠原

TEL 028-623-3146

E-mail shinoharay03@pref.tochigi.lg.jp

提出形式：様式は任意です。提出形態は電子データでの提出を推奨します。

８　情報提供に係る留意事項について

- 応募者から提出された情報提供資料は、栃木県保健福祉部医療政策課及び県内医療機関における情報共有ツールに向けた検討のための参考資料として活用します。
- なお、最終的な発注者は本県内の医療機関であり、本件情報提供を行った者が必ず調達相手方となるものではないことをご了承ください。また、各機関における調達の参加資格や評価を制限・保証するものではありません。
- また、応募者から提出された情報提供資料は、当課のみの取扱いとし、そのまま対外的に公表することはいたしません。ただし、一定の整理を行い、関係者へ公表する可能性があります。
- このため、特に、公知情報ではないものについては、関係者の了解を得たうえで情報提供を行ってください。情報提供内容に関し、応募者が保有する知的財産権（著作権、特許権等）は、応募者に留保されます。
- 本情報提供依頼に係る資料作成や提出等に要する費用は事業者の負担とします。
- 提出資料は返却しません。
- 提示資料の内容について、後日照会や追加の資料提供を依頼する場合があります。

９　本件に係る質問について

・質問方法　　：質問に当たっては、質問内容を取りまとめの上、下記提出先へ提出してください。
　　質問内容をまとめる様式は任意です。

・質問受付期間：令和８年 11 月４日～令和８年 11 月 11 日

・質問提出先　：栃木県保健福祉部医療政策課　担当　篠原
　　TEL 028-623-3146
　　E-mail shinoharay03@pref.tochigi.lg.jp